

ID: 94

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	高根沢町こども医療費助成に関する条例 第4条第2項及び第3項		
例規番号	昭和47年条例第10号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第3条及び第4条の規定による。 (助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する者(以下「対象のこども」という。)の保護者のうち、高根沢町長が交付するこども医療費受給資格証を有する者とする。</p> <p>(1) 高根沢町の区域内に住所を有するこども(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされるこども及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているこどもを除く。)</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により高根沢町の区域内に住所を有するものとみなされるこども</p> <p>(対象のこどもに係る助成)</p> <p>第4条 町長は、対象のこどもが県内の医療機関等で保険給付を受けた場合には、医療機関等に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該医療機関等の請求に基づき支払うものとする。ただし、医療機関等が助成対象者から一部負担金等の支払いを受けている場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書きの規定にかかわらず、やむを得ない事由により、助成対象者が一部負担金等を医療機関等に支払った場合には、町長は、助成対象者の申請に基づき、当該一部負担金等の額に相当する額を助成対象者に対し助成することができる。</p> <p>3 町長は、対象のこどもが県外の医療機関等で保険給付を受けた場合には、助成対象者が医療機関等に支払った当該一部負担金等の額に相当する額を、助成対象者の申請に基づき助成するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日